

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会嘱託職員等昇任試験実施要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、社会福祉士、介護福祉士及びその他社会福祉関係の資格を取得し、臨時職員から嘱託職員又はパート職員から臨時職員（常勤）に昇任を希望する者の試験を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第2条 試験の受験資格を有する職員は、試験を実施する当該年度の4月1日現在で次の定めるところによる。但し、本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 臨時職員又はパート職員として、1年以上勤務した者
- (2) 現在の勤務部署と異なる部署でも勤務が可能な者
- (3) 心身ともに健康であり、職務に対する意欲と協調性がある者
- (4) 介護福祉士等所定の資格を有する者
- (5) 直属上司の推薦があること

(試験の実施)

第3条 昇任試験の実施については、会長が必要と認めた場合に実施する。

(通知)

第4条 昇任試験の日程、受付期間、試験の内容等について、会長は少なくとも当該試験の1月前に職員に通知するものとする。

(試験の方法及び内容)

第5条 昇任試験の方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 面接試験
- (2) 勤務成績（評価）

(受験手続等)

第6条 昇任試験を受けようとする職員は次により行うものとする。

- (1) 昇任試験を受けようとする職員は、受験申込書（様式1）に所定事項を記入し、所属長に提出する。
- (2) 所属長は、前記の申込書の提出があったときは、その職員についての評価書（様式2）を作成し、前項の申込書に添えて事務局長に提出する。
- (3) 事務局長は、前項の申込書等を受理したときは、昇任試験受験者名簿に記載し、受験票を交付するものとする。

(合否の決定)

第7条 面接試験や勤務態度・成績等により総合的に判断し、合否を決定のうえ、本人に通知するものとする。

(合格者の取扱い)

第8条 会長は、試験の合格者を、昇任試験合格者名簿に登録し、随時昇任させるものとする。但し、名簿の登録有効期間は1年間とする。

(名簿の抹消)

第9条 名簿に登録された後、昇任されるまでの間に職員としてふさわしくないと認められる行為等があった場合は、会長は、昇任する資格を取り消し、名簿から抹消する。

(労働条件)

第10条 勤務時間、休暇、その他の労働条件は「社会福祉法人千曲市社会福祉協議会正規職員及び嘱託職員就業規則並びに社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則」に定めるところによる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。